

「社債管理人（仮称）」の役割・機能の検討について

I. 社債管理者設置債と財務代理人（FA）債

社債管理者設置債	FA 債
投資者の視点 ・ 法律上の義務に基づき社債の管理を行う。 ・ コバナンツの遵守状況をモニタリング ・ 財政状態をモニタリング ・ 一般的に担付切換条項を付与	投資者の視点 ・ 自ら社債を管理する。 ・ コバナンツを複数付す場合、モニタリングが面倒。 → クレジットに懸念の無い発行者の場合、管理の負担無し。 ・ デフォルトした場合、自ら行動しなければならない。
社債管理者の資格者の視点 ・ 利益相反管理の問題 ・ 責務とコストのバランスの問題	— —
発行者の視点 ・ コストが高い。	発行者の視点 ・ コストが低い。
管財人の視点 ・ 社債権者の補足の観点では FA 債と差は無い。 ・ 社債権者集会の開催が求められる可能性が高い。	管財人の視点 ・ 社債権者の補足の観点では、社債管理者設置債と差は無い。 ・ 社債権者集会を開催しない実務。

II. 社債管理人

1. 機能・位置付け（案）

“社債権者の代理人として投資家の不安を解消する役割を担う”（第4回検討メモ）

- (1) 社債管理人は社債要項に定める義務を怠った場合、社債権者に対して責任を負う。
社債要項に定める義務：発行者が社債要項に定める事由に該当した場合、デフォルトを宣言する。
- (2) 会社更生法等によるデフォルトの場合、一括して債権の届出を行う。
 - ・ 社債の集団性はどう考えるか？
 - ・ 社債権者間の利害調整が必要な場面はあるか？
 - ・ 同順位の債権に対して劣後しないよう「管理」する必要はあるか？
- (3) デフォルト後に発生する社債管理人の費用は、社債権者が負担する（弁済金からプロラタで負担）。
- (4) 社債の年限を鑑みると自然人の就任は困難だが、資格を限定する必要はあるか？

2. 社債要項の考え方（案）

社債管理者設置債	社債管理人設置債
<p>財務上の特約(担保提供制限)</p> <p>1. 担保提供制限条項</p> <p>(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債に担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。</p> <p>2. 留保資産提供制限条項</p> <p>(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債のために当社の特定の資産を留保（以下「留保資産提供」という。）する場合には、本社債のためにも、社債管理者が適当と認める留保資産提供を行う。この場合、当社は社債管理者との間に、その旨の特約を締結する。</p> <p>(2) 前号の場合、当社は社債管理者との間に次の①乃至⑦についても特約する。</p> <p>①留保資産のうえには抵当権、質権その他の権利またはその設定の予約等が存在しないことを当社が保証する旨。</p> <p>②当社は、社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡もしくは貸与しない旨。</p> <p>③当社は原因の如何にかかわらず留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。</p> <p>④当社は社債管理者が必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。</p> <p>⑤当社は本社債の未償還残高の減少またはやむを得ない事情がある場合には、留保資産の一部または全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、または、留保資産から除外することができる旨。</p> <p>⑥当社は社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、本社債のために留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。</p> <p>⑦上記⑥の場合、留保資産のうえに担保権を設定できないときは、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。</p> <p>(3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。</p>	<p>本条項が適用される場合、発行者は社債管理人に担保提供の報告を書面で受領する。 社債管理人は報告を受領した旨を公表する。</p> <p>信託会社が行う。</p> <p>本条項が適用される場合、発行者は社債管理人に留保資産提供の報告を書面で受領する。 社債管理人は報告を受領した旨を公表する。 社債管理人は留保資産の十分性について判断しない。</p>
<p>財務上の特約(その他の条項)</p> <p>1. 担保付社債への切換</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債に担保付社債信託法に基づき、担保権を設定することができる。</p> <p>(2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または前号により本社債に担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>(3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第</p>	<p>社債管理人は関与しない。発行者の自らの意思で行うか否か。</p>

社債管理者設置債	社債管理人設置債
<p>1項または本項第(1)号により本社債に担保権を設定した場合、以後、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項及び第2項並びに別記(注)5.社債管理者に対する定期報告第(4)号及び6.社債管理者に対する通知第(2)号)は適用されない。</p> <p>2. 特定物件の留保 (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために留保資産提供を行うことができる。 (2) 前号の場合、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第2項を準用する。 (3) 当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第2項または本項第(1)号により本社債のために留保資産提供を行った場合、以後、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第2項は適用されない。</p> <p>3. 担保提供制限及び留保資産提供制限の例外 次の各場合のいずれかに該当するときは、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項及び第2項は適用されない。 (1) 当社が、国内で既に発行した担保付社債(本項第(4)号に定める合併または会社法第2条第29号により定められた吸収分割により承継された担保付社債を含む。)に担保の変更または追加により担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合。 (2) 当社が、国内で既に留保資産提供を行っている無担保社債(本項第(4)号に定める合併または会社法第2条第29号により定められた吸収分割により承継された留保資産提供を行っている社債を含む。)のために留保資産を変更または追加する場合。 (3) 当社が、社債の償還のための減債基金の積立または償還準備資産の預託として、当社の所有する資産の上に担保権を設定する場合。 (4) 当社が、合併または会社法第2条第29号に定められた吸収分割により担保権の設定されている、または留保資産提供が行われている、吸収合併消滅会社または吸収分割会社の資産を承継する場合。</p>	<p>社債管理人は関与しない。発行者の自らの意思で行うか否か。</p>
<p>4. 期限の利益喪失に関する特約 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。ただし、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項または別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第1項により当社が本社債に担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本項第(2)号または第(3)号に該当しても期限の利益を失わない。 (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。 (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。 (3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第2項の規定に違背したとき。 (4) 当社が第5項、第6項第(2)号及び第(3)号または第7項に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき。 (5) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。 (6) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を</p>	<p>社債管理人は本条項に定める事由が発生した場合は、デフォルトを宣言する。</p> <p>信託会社が行う。</p> <p>発行者にコベナントの遵守状況の報告義務を課す(下記5.参照)</p> <p>補正期間を設ける場合は、予め社債要項に定め、社債管理人が指定することはない。</p> <p>(5)及(8)に該当する場合、発行者は社債管理人に対し、書面で通知する。</p>

社債管理者設置債	社債管理人設置債
<p>喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。</p> <p>(7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。</p> <p>(8) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>(9) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。</p>	<p>社債管理人の判断によるデフォルトは定めない。</p>
<p>5. 社債管理者に対する定期報告</p> <p>(1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。</p> <p>(2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写を当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写を当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。</p> <p>(3) 当社は、前号に定める報告書及び確認書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者へ通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができるものとする。</p> <p>(4) 当社は、本社債発行後、毎事業年度末における第6項第(2)号に該当した国内債務の現存額、担保物その他必要な事項を社債管理者に報告する。</p>	<p>社債管理人は発行者の財務状況をモニタリングしないため、(1) 及至 (4) の報告は行わない。</p> <p>社債権者から発行者の財務内容について問い合わせがあったときは？</p> <p>発行者はコベナントの遵守状況につき、定期的(*)に社債管理人に書面にて報告する。 社債管理人は報告を受領した旨を公表する。 コベナントに違反している旨の報告を受領した場合には、デフォルトを宣言する。</p> <p>(*) コベナントの内容による。</p>
<p>6. 社債管理者に対する通知</p> <p>(1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。</p> <p>(2) 当社は、本社債発行後、他の国内債務のために担保提供（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下「担保提供」という。）を行う場合には、遅滞なく書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。</p> <p>(3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。</p> <p>①事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。</p> <p>②事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。</p> <p>③資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会</p>	<p>(1) 及び (3) の通知は行わない。</p> <p>担保提供制限に違反する担保提供を行う場合、発行者は社債管理人に通知を行う。 社債管理人はデフォルトを宣言する。</p>

社債管理者設置債	社債管理人設置債
<p>社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。</p>	
<p>7. 社債管理者の調査権限</p> <p>(1) 社債管理者は、当社と社債管理者の間で締結した平成XX年XX月XX日付XX株式会社第X回無担保社債（社債間限定同順位特約付）管理委託契約証書（以下「管理委託契約証書」という。）の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。</p> <p>(2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。</p>	<p>社債管理人は発行者の財務状況をモニタリングしないため、調査権限は不要。</p> <p>社債権者から発行者の財務内容について問い合わせがあったときは？</p>
<p>8. 社債管理者の裁判上の権利行使</p> <p>社債管理者は、社債権者集会の決議によることなしに本社債の全部についてする訴訟行為または破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算に関する手続に属する行為（管理委託契約証書第2条に掲げる行為を除く。）を行わない。</p>	—
<p>9. 債権者保護手続における社債管理者の異議申述</p> <p>会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者保護手続において、社債権者集会の手続によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。</p>	—
<p>10. 社債管理者の辞任</p> <p>(1) 社債管理者は、以下各号に定める場合その他正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。ただし、社債管理者において残存する者があるときは、当該残存する者のみで社債管理者の事務を行うことができる。</p> <p>① 社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反するまたは利益が相反するおそれがある場合。</p> <p>② 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合。</p> <p>(2) 前号の場合には、当社並びに辞任及び残存する者（残存する者がいない場合は承継する者）は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。</p>	<p>無担保社債の状態の場合、社債管理人に承継者がいる場合に限り、辞任できる。</p> <p>担保付社債に切り替わった場合、社債管理人は辞任できる。</p>
<p>11. 社債権者に通知する場合の公告の方法</p> <p>本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令または管理委託契約証書に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。</p>	<p>社債管理人は請求しない。</p> <p>社債管理人は自ら公告しない。</p>
<p>12. 社債権者集会に関する事項</p> <p>(1) 本社債及び本社債と同一の種類の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。</p> <p>(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを</p>	<p>社債管理人に招集権は必要か？</p>

社債管理者設置債	社債管理人設置債
<p>行う。</p> <p>(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる社債を有する本種類の社債の社債権者は社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。</p>	
<p>15. 担保提供状況</p> <p>(1) 当社が平成22年3月31日現在担保提供を行っている国内債務の残高及びその担保物は、以下のとおり。 … (略) …</p> <p>(2) 当社は、平成22年3月31日現在において前号のほかに担保提供を行っている国内債務が一切存在しないことを保証する。</p> <p>(3) 当社は、社債管理者が必要があると認め請求したときは、平成22年3月31日の翌日以降、本社債の払込期日の前日までに担保提供を行った国内債務の現存額及び担保物を書面により社債管理者に通知する。</p>	—